



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 キャンドゥ
代表者名 代表取締役社長 城 戸 一 弥
(コード番号 2698 東証一部)
問合せ先 常務取締役 古 山 利 之
TEL (03)5331-5124

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針の一部改定を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

〈内部統制システムの整備に関する基本方針〉

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範に適合した行動をとるための基準である「キャンドゥ行動規範」の更なる周知徹底を図ります。「内部統制委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの取組みの推進・向上を図ります。また、社長直轄の内部監査室が社内業務全般のコンプライアンス状況を監査するとともに、内部通報制度によりコンプライアンス上、疑義ある行為の把握と防止に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録した文書等（電磁的媒体を含む）を保存し、必要に応じて取締役及び監査役が検索・閲覧可能な状態で管理します

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本方針を「リスク管理規程」に定め、各業務毎のリスク管理体制を構築し、損失発生 の事前防止に努めます。また、「内部統制委員会」が全社のリスク管理を統括し、各部署におけるリスク管理体制整備を支援、推進するとともに、その実施状況の評価、リスク管理担当取締役への報告を行います。不測の事態が発生した場合は社長直轄の「対策本部」を設置し、損害を最小限に止めるべく迅速に対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「中期経営計画」及び「年度予算」を策定します。これを達成するために各部署毎に目標を設定し、毎月開催する取締役会で担当取締役がその進捗と対策実施状況を報告します。取締役会の下部に「経営会議」を設け、重要事項の事前審議と取締役会から委譲された範囲での機動的な業務意思決定を行います。各業務の執行は「業務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続に従って遂行されます。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は「キャンドゥ行動規範」を遵守し、また、グループで「ビジョン」を共有し、グループ全体としてのコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めます。

グループ各社を担当する取締役は当該会社の管理体制を整備し、業務執行状況を取締役会に定期的に報告します。

当社は、当社グループにおけるリスクを抽出し、内部統制委員会において当該リスクがもたらす損失発生を防止するための対策を定めることとし、リスク発生時の最小化のための事後処理、再発防止策の効果的かつ効率的な実行により、事業継続と安定的発展を確保することとします。

当社と子会社間の取引については、グループ外の企業との取引と同様に、相互の利益を尊重して契約審査、価格決定手順等を規定等に従って実施します。子会社の株主総会議案に対しては、その適法性、妥当性、効率性の観点から取締役会及び経営会議で慎重に審議のうえ、議決権を行使します。

当社グループ間での監査役の連携を強化するため定期的に連絡会を設け、更に監査役は会計監査人及び内部監査室と連携してグループ企業の監査を実施します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制および取締役からの独立性の確保について

取締役は、監査役または監査役会の求めに応じて、監査役の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとし、その選任、異動、人事考課については取締役と監査役の協議事項とします。

7. 監査役の前号の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項

監査補助者は、専ら監査役の指示に従ってその監査職務の補助を行うものとし、監査役から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、独立性を確保するため、これに関して取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとします。

また、監査役に対する報告を理由とした監査補助者への不利な取り扱いを禁止し、その旨の周知徹底を図ります。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、その他当社監査役への報告に対する体制

定例取締役会において各取締役は担当する業務の執行状況を報告します。この他、監査役は経営会議等の重要会議への出席、取締役及び使用人からの説明・報告、業務執行に関する文書等の閲覧を求めることができるものとします。

また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告します。

代表取締役は監査役会と定期的に会議を開催することで監査役が意見または情報交換ができる体制とします。

また、内部監査室は、内部監査の状況、内部通報の状況についても適時に監査役に報告します。

監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ意見・情報交換のための会合を定期的に行います。

子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、法令定款違反やそのおそれ、又は会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告をするものとします。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払い又は償還手続きについては、監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、監査役の請求等に従い速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を断絶するため「キャンドゥ行動規範」を定めております。本行動規範に基づき、反社会的勢力については、毅然として対応し、一切関係を持ちません。

また、その実効性を担保するために「株式会社キャンドゥ コンプライアンスマニュアル」を定め、定期的に全社で開催しております勉強会等の活動を通じて、その周知徹底を図っております。

以上